

裁 決 書

〇〇〇〇〇〇〇〇

審査請求人 〇〇〇〇〇〇〇〇

福岡県田川市中央町1番1号

実施機関 田川市長

審査請求人が令和元年9月30日付けで提起した、実施機関が令和元年9月2日付け田総人第542号で行った情報非開示決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

審査請求に係る対象情報の開示決定状況

実施機関は、審査請求に係る対象情報（以下「本件対象情報」という。）が、田川市情報公開条例（平成4年条例第1号。以下「条例」という。）第10条第1項第4号エに該当するとして、条例第7条第1項の規定により、本件処分を行った。

審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求め、併せて全部開示することを求めるものである。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、令和元年8月20日付けで、実施機関に対し、条例第6条の規定により、本件対象情報に関する開示請求を行った。

(2) 実施機関は、令和元年9月2日付けで、本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (3) 審査請求人は、令和元年9月30日付けで、本件処分を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

#### 審査関係人の主張の要旨

##### 1 審査請求人の主張の要旨

審査請求書から、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

自身のことを書かれているのに私、本人が文章を見れていないことが納得いかない。

##### 2 実施機関の主張の要旨

弁明書及び本件処分を行った実施機関の職員による説明から、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件対象情報は、本市の職員（以下「X」という。）が公務によらず、平成30年9月に匿名で、同年10月に無関係の職員の名をかたり、市議会議員、区長、民生委員等に郵送したもので、いわゆる怪文書としての性質を持つ文書である。
- (2) 本件対象情報の内容は、不正に入手した個人情報を漏えいし、複数の特定される個人を誹謗中傷（ひぼうちゅうしょう）し、及び事実と異なる行政について記載したもので、複数の特定される個人の名誉を著しく傷付け、社会に対し行政の信頼を大きく損なわせるという被害が現に生じている。
- (3) 市は、Xに対する聞き取り調査等の結果、Xが私的な理由により社会を混乱させようとする目的で本件対象情報を作成したことを確認しており、令和元年7月31日付けでXに対し懲戒処分を行っている。また、Xの当該行為は犯罪行為に相当するものであると考えており、警察における捜査も行われたところである。
- (4) なお、警察による捜査の結果、Xは、名誉棄損罪で10万円の罰金に処せられており、このほかにも被害者からの訴えによる民事訴訟において、Xは、損害賠償110万円の支払を命じられている。
- (5) 以上のように本件対象情報により現に一定の被害が生じており、被害拡大の防止が必要である。これを開示することは、市民生活の安全に対する障害が発生し、社会通念上著しく妥当性を欠くものと認められる。このことは、審査請求人本人の情報が含まれるか否かによって変わるものではない。

## 理 由

### 1 本件対象情報について

本件対象情報は、令和元年7月31日付けで懲戒処分されたXのその処分の対象となったXが差し出した文書である。

### 2 条例第10条第1項第4号エの該当性について

条例第10条第1項第4号エにより「行政運営に関する情報であって、開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他市民生活の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるもの」は非開示情報とされている。

まず、本件対象情報が行政運営に関する情報に該当するかどうかについては、Xが行った行為に対し、懲戒処分等の必要性を検討するために取得した文書であり、人事行政の運営に関する情報に該当すると認められる。

次に、本件対象情報が人の生命、身体、財産等の保護その他市民生活の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるものに該当するかどうかについては、現に個人の名誉を棄損する被害が発生しており、これを開示することにより、市民生活の安全と秩序の維持に支障が生じる蓋然性があると認められる。

本件対象情報である2通の文書のうち1通は匿名により、もう1通は無関係である職員の氏名冒用により作成されたものである。これら文書の作成に当たっては個人情報の不正利用が行われ、また記載内容が虚偽であることを、文書作成者であるXが懲戒手続において自認している。さらに、その内容が名誉毀損であることについては、略式命令手続による刑罰が科され、また民事の損害賠償も認められているところである。そのような情報を行政文書として開示することで、あたかも当該文書の記載内容が事実であるとの誤認を生じさせ、新たな権利侵害が発生する蓋然性は相当に高い。条例が定める開示手続は現に存在する情報をそのままの形で開示するものであり、上記誤認の回避を目的として、当該情報が虚偽である旨の追記を行うことは困難である。以上のことから、本件対象情報は全体として条例第10条第1項第4号エの規定により非開示情報に該当すると認められ非開示とすることが妥当である。

### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、主文のとおり裁決する。

令和2年1月14日

田川市長 二 場 公 人

(教示)

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、田川市を被告として裁決の取消しの訴えを提起することができます。(訴訟において田川市を代表する者は、田川市長となります。)なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。